

平成二十九年三月三十一日受領
答弁第一五〇号

内閣衆質一九三第一五〇号

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員緒方林太郎君提出ILO第百号条約の交渉過程に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員緒方林太郎君提出ILO第百号条約の交渉過程に関する質問に対する答弁書

同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約（第百号）（昭和四十二年条約第十号）は、昭和二十五年の国際労働機関第三十三回総会及び昭和二十六年の国際労働機関第三十四回総会で議論された上で採択されたものであり、その交渉過程においては、同条約上に「同一価値の労働」の定義を明記するべきとの意見も提出されたが、最終的に、「同一価値の労働」の定義を行うことは困難であるという判断がなされ、「同一価値の労働」の定義に関する規定は設けられなかったものと承知している。